

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料3-3
提出年月日	令和5年10月19日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-94, 102, 132	条文内整合のため、記載を適正化した。(下線部参照) 【修正例】 (旧) 原子炉容器の冷却 (新) 発電用原子炉の冷却	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-73, 86, 110	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-102	条文内整合のため、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) ⑥ 運転員(中央制御室)Aは、中央制御室で炉心出口温度等の指示値の低下又は炉外核計装による・・・ (新) ⑥ 運転員(中央制御室)Aは、中央制御室で炉心出口温度等の低下及び炉外核計装による・・・	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-86	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-103, 106, 109	条文間整合のため、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 現場の資機材の保管場所 (新) 現場の資機材保管場所	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-87, 90, 92	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-116, 135, 136, 141, 152, 159, 191, 203~205, 215, 216, 271, 297	手順のリンク先を示す記載表現を条文間で統一した。(下線部参照) 自条文の手順を詳細に呼び込んでいる手順リンク (旧) タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水については、1.4.2.2(1)a.(a)「電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水」と同様である。 (新) タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水については、1.4.2.2(1)a.(a)「電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水」の <u>操作手順</u> と同様である。 他条文の手段名を呼び込んでいる手順リンク (旧) なお、常設代替交流電源設備に関する手順は「1.14電源の確保に関する手順等」にて整備する。 (新) なお、常設代替交流電源設備に関する手順については、「1.14電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替交流電源設備による給電」にて整備する。 同様の記載箇所について、表現の統一を図る修正を実施した。 また、第1.4.2表 監視計器一覧の手順のリンク先を示す記載表現についても同様に修正した。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-97, 114, 115, 120, 135, 139, 140, 170, 179, 180, 181, 194, 195, 250, 276	同上 上記修正に伴い、相違理由欄についても適宜修正した。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-99, 121	相違理由の記載充実化 操作の成立性に所要時間を記載できない理由を追記した。 1.4.2.1(1)d.(b) 「格納容器再循環サンブスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の手順」 1.4.2.1(3)a.(a) 「格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイによる残存熔融炉心の冷却」 (新) 【女川】PWR固有の対応手段 ・事象進展に応じて使用する設備を選択して操作する手順であり、完了時間を一概に示すことができないことから所要人数のみ記載している。(大飯と同様) なお、個々の運転操作時間については、他条項の資料において示している。 (例：格納容器内自然対流冷却(技能1.7))	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-120	条文間整合及び条文内整合のため、「重大事故等時の対応手段の選択」の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) B-格納容器スプレイポンプを優先し、・・・ (新) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) を優先し、・・・ (旧) B-格納容器スプレイポンプ及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水ができない場合は、・・・ (新) B-格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連絡ライン使用) 及び代替格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水ができない場合は、・・・	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-100	同上	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-125, 126	条文間及び条文内整合のため、操作手順の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 運転員 (現場) B及び運転員 (現場) C (新) 運転員 (現場) B及びC	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-106	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-126	条文間及び条文内整合のため、操作手順の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) B-格納容器スプレイポンプによる原子炉容器への注水 (新) B-格納容器スプレイポンプ (自己冷却) (RHRS-CSS連絡ライン使用) による原子炉容器への注水	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-106	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-137, 207	技術的能力1.8との条文間整合及び条文内整合のため、「重大事故等時の対応手段の選択」の記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 高揚程であるB-充てんポンプを使用する。 (新) 高揚程であるB-充てんポンプ(自己冷却)を使用する。	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-117, 184	同上	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-139	技術的能力1.8の対応手段のカテゴリ修正を反映し、あわせて記載表現を適正化した。 1.4.2.1(3)「 <u>溶融炉心が原子炉容器内に残存する場合の対応手順</u> 」の概要(下線部参照) (旧) 炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、溶融炉心が原子炉容器を破損し原子炉格納容器下部に落下した場合、 <u>原子炉格納容器下部への注水</u> により原子炉下部キャビティへ注水することで溶融炉心を冷却するが、 <u>原子炉容器内に溶融炉心が残存した場合は、</u> ・・・ (新) 炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、溶融炉心が原子炉容器を破損し原子炉格納容器下部に落下した場合、 <u>格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイ</u> により原子炉下部キャビティへ注水することで溶融炉心を冷却する。 <u>原子炉容器内に溶融炉心が残存した場合は、</u> ・・・	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-119	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記した。	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-139	技術的能力1.8の対応手段のカテゴリ修正を反映した。 「(3) <u>溶融炉心が原子炉容器内に残存する場合の対応手順</u> 」の概要(下線部参照) (旧) <u>原子炉容器への注水</u> (落下遅延・防止) (新) <u>代替炉心注水</u> (落下遅延・防止)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-119	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-141, 261	技術的能力1.8の対応手段のカテゴリ修正を反映し、あわせて手順のリンク先を示す記載表現を条文間で統一した。(下線部参照) (旧) 手順内の格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイについては、「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」のうち1.8.2.1(1) a. 「 <u>原子炉格納容器下部への注水</u> 」の操作手順と同様である。 (新) 手順内の格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイの手順については、「1.8原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」のうち1.8.2.1(1) a. 「 <u>格納容器スプレイ</u> 」及び1.8.2.1(1) b. 「 <u>代替格納容器スプレイ</u> 」にて整備し、 また、第1.4.2表 監視計器一覧の手順のリンク先を示す記載表現についても同様に修正した。	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-120, 241	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-219, 220	記載の適正化 第1.4.1表 「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順」のうち、下記の「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備」の記載を適正化した。 (旧) 余熱除去ポンプ又は高压注入ポンプ又は燃料取替用水ピット (新) 余熱除去ポンプ及び高压注入ポンプ又は燃料取替用水ピット	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-200, 201	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-225	記載の適正化 第1.4.1表 「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順」のうち、下記のサブタイトルの記載を適正化した。 (旧) (溶融炉心が原子炉容器に残存する場合) (新) (溶融炉心が原子炉容器内に残存する場合)	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-206	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-222～224, 235～239	記載の適正化 第1.4.1表 「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順」のうち、下記の「機能喪失を想定する設計基準事故対処設備」の記載を適正化した。 (旧) 全交流動力電源又は原子炉補機冷却水設備 (新) 全交流動力電源又は原子炉補機冷却設備	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-203～205, 216～220	同上	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-240	記載の適正化 条文間整合のため第1.4.2表 「重大事故等対処に係る監視計器」のタイトルに記載していた下記条文名称を削除した。 (旧) 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-221	同上	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-306	第1.4.3図 タイムチャート 条文間整合のため、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 系統構成、充てんポンプの起動 (新) 系統構成、充てんポンプ起動	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-291	同上	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-310	第1.4.7図 サポート系故障時タイムチャート 誤記訂正 (旧) 災害対策要員A, B (新) 災害対策要員B, C	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-295	同上	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-315, 317, 319, 333	第1.4.12, 第1.4.14図, 第1.4.16図, 第1.4.29図 タイムチャート 条文内及び条文間整合のため、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 可搬型大型送水ポンプ車の起動 (新) 可搬型大型送水ポンプ車起動	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-300, 302, 304, 322	同上	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-321	第1.4.18図 タイムチャート 条文内及び条文間整合のため、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 高圧注入ポンプの起動 (新) 高圧注入ポンプ起動	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-306	同上	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-345	第1.4.38図 タイムチャート 条文内及び条文間整合のため、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 系統構成, 高圧注入ポンプの起動 (新) 系統構成, 高圧注入ポンプ起動	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-332	同上	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-332	記載の適正化 第1.4.26図「B-格納容器スプレイポンプ(自己冷却)(RHRS-CSS連絡ライン使用)による原子炉容器への注水 概要図」において、条文内整合のため「可搬型大型送水ポンプ車」の記載台数を2台から1台に修正した。	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-319	同上	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-339	記載の適正化 本文との整合のため、概要図のタイトルを下記の通り修正した。(下線部参照) (旧) 第1.4.32図 溶融炉心が原子炉容器内に残存する場合の対応手段 概要図 (新) 第1.4.32図 溶融炉心が原子炉容器内に残存する場合の対応手順 概要図	
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-326	同上	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-353, 354, 356, 357, 359~372	重大事故等時の対応手段選択フローチャート 誤記修正 図中に記載しているフローチャートの図表番号を下記の通り修正した。(下線部参照) (旧) 第1.4.40図 (新) 第1.4.44図	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-342, 343, 345, 347~360	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-354, 355, 357, 360, 371	記載の適正化 第1.4.44図 重大事故等時の対応手段選択フローチャートの凡例について、図中に記載している図形のみを凡例に記載する統一を図った。 下記フローチャートにおいて、図中にない図形の凡例を削除した。 重大事故等時の対応手段選択フローチャート (3/21), (4/21), (6/21), (9/21), (20/21)	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-343, 344, 345, 348, 359	同上	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-352～372	記載の適正化 第1.4.44図 重大事故等時の対応手段選択フローチャートのサブタイトルを下記の通り修正した。(下線部参照) ※サブタイトルの構文及び構成は、女川その他条文を参照し大項目「1. ○○」、中項目「(1) ○○」、小項目「a. ○○」のように項目を細分化した。記載内容については、大飯審査実績を反映した記載としている。 【修正例1】 (旧) (1) 格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の手順 (新) <u>1. 1次冷却材喪失事象が発生している場合の対応手段</u> (1) 格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合の <u>対応手段の選択</u> 【修正例2】 (旧) (2) 非常用炉心冷却設備による原子炉冷却機能喪失に対する対応手順 (フロントライン系故障) (1/2) (新) (2) <u>フロントライン系故障時の対応手段の選択(1/3)</u> <u>a. 非常用炉心冷却設備による原子炉冷却機能が喪失した場合 (炉心注水及び代替炉心注水) (1/2)</u>	
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-341～360	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-395	添付資料1.4.6 条文間整合による記載内容の適正化 (旧) 消火水系配管と格納容器スプレィ系配管との接続のための可搬型ホース配管接続後 (新) 消火水系配管と格納容器スプレィ系配管との接続のための可搬型ホース接続後	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-387	同上	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-411	条文内整合のため、手順名称を適正化した。(下線部参照) (旧) A-高圧注入ポンプによる高圧再循環運転 (新) A-高圧注入ポンプ_ <u>(海水冷却)</u> による高圧再循環運転	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-414	同上	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-440	大飯欄の記載適正化 (旧) 連通穴 (新) 連通管	
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-461	技術的能力1.8の対応手段のカテゴリ修正を反映した。 添付資料1.4.27「代替格納容器スプレィポンプにおける優先順位の考え方及び他の機器への相互の悪影響について」	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-467	同上	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104 r.12.0)	1.4-462	添付資料1.4.27「代替格納容器スプレィポンプにおける優先順位の考え方及び他の機器への相互の悪影響について」の「参考資料①」に記載している手順着手の判断基準について、各条文の最新の記載と整合を図った。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等 (SAT104-9 r.11.0)	1.4-468	同上	